

令和5年度銚子市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和5年4月1日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、銚子市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※）
 - （※）重度障害者多数雇用事業所の要件 次の全てを満たすもの
 - (ア) 障害者の雇用数が5人以上
 - (イ) 障害者の割合が従業者の20%以上
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

4 調達する物品等

障害者就労施設等から調達する物品等は次のとおりとする。

- (1) 物品
 - ・食品類（パン、クッキー、弁当、総菜等）

- ・農作物類（花の苗、観葉植物のリース等）
- ・小物類（エコバッグ、エプロン、カーテン、ティッシュケース、名入れタオル等）
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ・花壇整備、草取り
- ・軽作業（封入作業、ちらし折り等）
- ・清掃業務
- ・データ入力
- ・家具転倒防止業務
- ・点字出版
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標・実績

令和5年度の調達目標は、令和4年度の調達実績を上回ることを目標とする。
令和4年度の調達実績は別紙のとおりです。

6 障害者就労施設等への情報提供について

物品等の調達の推進に係る情報は、市ホームページ等により障害者就労施設等へ情報を提供する。

7 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報を収集し、各部署に対してこの情報を提供する。
- (2) 障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、各部署に対し依頼する。
- (3) 障害者就労施設等から物品販売の促進を支援する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成した時は、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後、調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。

9 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、社会福祉課障害支援室とする。

(別紙)

令和4年度銚子市障害者就労施設等からの物品等の調達実績

- 1 調達実績 35,950円
 物品 35,950円
 役務 0円

2 調達実績の内訳

調達先	調達内容		件数	金額(円)
就労継続支援B型事業所	物品	花	1	22,950
	物品	ジャム・クッキー詰合せ	1	13,000